

かつらぎ町公民館及び児童館施設
整備計画作成方針

令和3年9月

かつらぎ町教育委員会

1. 策定目的

本町においては、昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代にかけて、公民館及び児童館施設が建設・整備されてきました。これらの施設では、建築後 30 年以上経過するものが多く、老朽化による雨漏りや外壁損壊、電気設備の故障などが頻繁に発生しており、現在まで「事後処理型」にて対応していましたが、このような方法では施設寿命を縮めることになり、また一時的な応急処置となるため、結果的に行政コストの増加や利用者の方の安全性を脅かす事案を招きかねません。よって適切な維持修繕による施設の長寿命化を計画的に進めることが必要となります。そこで、将来の公民館及び児童館のあり方を見据え、安全性、利便性、長寿命化などを施設整備上の重要な視点と位置づけ、老朽化に応じた整備基準と適正な施設規模等を定めることを目的とした整備計画を策定することとします。

なお、この計画は、社会情勢やかつらぎ町公共施設等総合管理計画の改訂による本町の施設見直しの方性等を踏まえて、改訂の必要が生じたときは適宜見直すこととします。

2. 整備方針

公民館及び児童館施設は、地域住民との密着度が濃く、地域コミュニティの拠点施設として地域づくりの中心的な役割を果たしてきました。また、災害時の避難拠点としての役割も担っていることから、その整備にあたっては、人口減少や少子高齢化が進む本町の現状を踏まえ、対象住民数や地域の実情などを十分考慮した上で、適正な配置を行うこととし、整備にあたっては、次の項目に着眼し進めることとします。

➤ 耐震化等による施設の安全性の確保

「安全・安心」感をもって利用できるよう、大きな地震にも耐えられる施設を目指します。具体的には新耐震基準以前に整備した施設について優先的に改築や建替えを進めます。

➤ 利用者の利便性の向上

誰もが利用しやすい施設であることが求められることから、特に高齢者や障害者、妊産婦や子どもなどを含めた利用者の利便性の向上を図ります。

➤ 施設の長寿命化を図るための計画的な整備

建築経過年数、耐用年数経過状況、劣化状況等を勘案し整備を行います。

➤ 複合化の推進と適正配置

財政状況を見据え、貴重な財源を有効活用し、整備を行う必要があります。そのため、施設整備においては、施設の複合化、類似機能の共有化を進めるとともに文化圏、日常生活圏を考慮し施設の適正配置に努めます。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。なお、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間は前期計画期間、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間は後期計画期間とし、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。